

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成28年6月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	地方公務員災害補償法施行令の改正に伴い、非常勤の職員の傷病補償年金及び休業補償の支給額の調整率を引き上げるものです。	平成28年 6月議会 議案 第72号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市内部の管理規定を定めるもので、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	職員厚生 課 089-948- 6282
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務等について個人番号を利用するものです。	平成28年 6月議会 議案 第73号	パブリック コメント	H28.4. 19 ～ H28.5. 23	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	文書法制 課 089-948- 6865
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員の傷病補償年金及び休業補償の支給額の調整率を引き上げるものです。	平成28年 6月議会 議案 第74号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市内部の管理規定を定めるもので、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	地域防災 課 089-926- 9232
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

4	松山市指定地域密着型サービスの事業の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例及び松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員, 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	基準省令の改正に伴い, 指定地域密着型サービスの事業の人員, 設備及び運営に関する基準等に関し, 所要の規定を整備するものです。	平成28年 6月議会 議案 第75号	パブリック コメント	H27.12. 21 ～ H28.1. 25	パブリックコメントを実施し, 広く市民の意見を聴きました。	介護保険 課 089-948- 6895
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
5	松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制, 職員, 設備及び運営に関する基準を定める条例及び松山市幼稚園型認定こども園, 保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	基準となる府省令及び告示の改正に伴い, 幼保連携型認定こども園の学級の編制, 職員, 設備及び運営に関する基準等に関し, 所要の規定を整備するものです。	平成28年 6月議会 議案 第76号	パブリック コメント	H28.4. 19 ～ H28.5. 23	パブリックコメントを実施し, 広く市民の意見を聴きました。	保育・幼稚 園課 089-948- 6911
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

- ①この表は, 条例の制定過程において, パブリックコメントのほか, 各種説明会の開催や関係団体との協議など, 市民のみなさんのご意見をどのように聴いたのか, についてまとめたものです。
- ②この表は, 条例(新規制定, 一部改正, 廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には, その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については, それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは, 松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは, 条例の制定など, 市の基本的な政策等の策定過程において, 必要な事項を公表する ⇒市民等の意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要, 意見に対する市の考え方等を公表する, という一連の手続をいいます。